

カネカ健康保険組合理事長 殿

誓約書（退職時健康保険証滅失）

退職時に健康保険証を滅失したため、返却することができませんので、下記について誓約します。

記

1. 資格喪失後に受診の際は、医療機関等が貴組合に誤って請求を行わないように被保険者及び被扶養者が貴組合の資格を喪失していることを必ず連絡の上、受診します。
2. 貴組合に対して、医療機関等より資格喪失後の医療費の請求が行われた場合は、健康保険組合の請求に基づき速やかに医療費の返還に応じます。
3. 滅失した健康保険証が発見された場合は、必ず貴組合に返却します。
4. 健康保険証の滅失に伴い、貴組合に損害を与えた場合は、その責任を負うことを約します。

以上

年 月 日

被保険者氏名	
住所	〒
電話番号	

※住所・電話番号は、退職後の連絡先をご記入ください。

※退職時に健康保険証滅失のため、返却することができない場合に、『健康保険被保険者証再交付申請書』とともに当組合又は事業主に提出して下さい。